（イ）低炭素水素等の貯蔵等の内容

水素等の種類：□水素　□アンモニア　□合成燃料　□合成メタン	
低炭素水素等の貯蔵等を行う者	
貯蔵等の方法	
貯蔵等の量	

（注）「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第７条第３項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等をいう。以下同じ。

（注）２以上の種類の低炭素水素等の貯蔵等を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

（ロ）低炭素水素等の貯蔵等の内容に関する説明

（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（３）（イ）～（ハ）を記載すること。

5　低炭素水素等供給等事業計画の実施期間

	実施期間
低炭素水素等供給事業	年　月～　年　月
低炭素水素等利用事業	年　月～　年　月
低炭素水素等の貯蔵等	年　月～　年　月

（注）低炭素水素等の供給、利用又は貯蔵等の開始日から終了日までの期間を記載すること。

6　供給等施設の規模及び場所

（１）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所

（イ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
	年　月 ～　年　月				
	年　月 ～　年　月				

（注）「施設の整備に要する期間」の欄には、工事開始日から納品・支払等の工事完了日までの期間を記載すること。

（注）「場所」の欄には、供給等施設が整備される都道府県郡市区町村を記載すること。なお、導管にあっては、その起点及び終点の所在地を記載すること。

（注）「敷地面積」の欄には、敷地面積（水域に整備する施設については、その水域面積）の見込みを記載することでも可とする。

（注）「建築面積」の欄には、建築面積の見込みを記載することでも可とする。

（注）「敷地面積」及び「建築面積」の欄は、導管にあっては、記載する必要はない。

（ロ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

（注）法第７条第４項各号に掲げる事項は当欄に記載すること。

（注）港湾において供給等施設を整備しようとする場合にあっては、当該港湾の港湾計画及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 50 条の２第１項に規定する港湾脱炭素化推進計画との整合性の確保が図られたものであることを明示すること。

（注）低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）（イ）及び（ロ）を記載すること。

（２）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所

（イ）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
	年　月 ～　年　月				